

フルハーネス型安全帯使用作業 特 別 教 育 ご 案 内

青 森 労 働 局 長 登 録 教 習 機 関
建設業労働災害防止協会 青森県支部
(略称：建災防)

1. 目 的

平成30年6月、労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生教育規程等の一部を改正する告示により、本教育の適用日が平成31年2月1日からは「高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業(ロープ高所作業に係る業務を除く。)」が本教育の対象となりました。

当支部では、事業者に代わって受講を希望する者を対象に本教育を実施いたしますので、この機会を逃さず有資格者の充足を図られますようご案内いたします。

2. 受講対象者

高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務に従事する者。

※足場の組立て等作業主任者を修了されている方であっても本教育の受講の省略対象にはなりません。

3. カリキュラム

《学 科》

- ① 作業に関する知識 (1時間)
- ② 墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る。)に関する知識 (2時間)
- ③ 労働災害の防止に関する知識 (1時間)
- ④ 関係法令 (0.5時間)

《実 技》

- ⑤ 墜落制止用器具の使用法等 (1.5時間)

【注意】 各自フルハーネス型安全帯を必ずご持参して下さい。なお受講者同士の貸し借りは不可とします。
また持参されない場合は受講ができませんのでご注意下さい。(当日の貸し出しはありません。)

4. 申込方法等

- (1) 受講申込書（所定の申込書に必要事項を記入の上、捺印のこと。）
- (2) 写真 1 枚（胸上タテ 3.6 cm×ヨコ 2.4 cm、1 年以内に撮影し無帽・無背景のもの。）
- (3) 受講料（前納制です。当支部・実施分会の窓口か、又は現金書留にて納付すること。）
- (4) 1 回あたりの受講定員は 50 名程度とし、講習開始の 7 日前までにお申込み下さい。また、締切日以前であっても定員に達した場合は、受付を締切りますのでご了承下さい。

（※開催地の各分会によっては、受付方法が異なる場合がありますのでご確認下さい。）

※受講定員に満たない場合は、受講を延期又は中止することもありますのでご理解下さい。

5. 受講料

	教育時間	計	内 訳	
			受講料 (税込)	テキスト代 (税込)
会 員	6 時間	8,650 円	8,000 円	650 円
非会員		9,810 円	9,000 円	810 円

※当支部では教育効果を考慮し、講習科目の一部省略は行いません。

6. 開催日時及び会場

日 時：令和元年 10 月 23 日(水) 9：30～16：40

会 場：青森県観光物産館アスパム 6 階「八甲田」

7. 修了証

本教育を修了された方には、「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育修了証」を即日交付いたします。

8. その他

- (1) 電話による申込み予約等はありませんのでご容赦下さい。
- (2) 開講 1 週間前の取消し又は欠席した場合は、受講料等はお返しいたしません。
- (3) 受講申込書は、支部及び各地区の分会又は当支部ホームページにて入手できます。 建災防 青森県支部 (<http://www.aokenkyo.or.jp/kensaibou/>)
- (4) 開催の日時及び会場については、お間違いのないようご注意下さい。
- (5) 受講当日は、時間厳守といたします。

※業務規程により受講時間が定められていますので、遅刻・途中退席された方や講義中の居眠り・携帯電話の操作等は講義の妨げとなることから、受講若しくは修了証を交付できない場合もあり得るので予めご承知下さい。

- (6) 講習会場によっては、駐車場に車を止めることができない場合もあります。

9. お問い合わせ・申込み先

◆ 建設業労働災害防止協会 青森県支部

〒030-0803 青森市安方二丁目9-13
TEL 017-773-6200

青森県建設会館 1 F
FAX 017-773-6201

